

中日本航空株式会社所属
シユド式SA316BアルウェットIII型JA9074
に関する航空事故報告書

昭和50年4月24日
航空事故調査委員会議決（空委調第120号）

委 員 長	岡 田	實
委 員	山 口	弘
委 員	謙 訪	義
委 員	上 山	勝
委 員	八 田	忠
		桂
		三

1. 航 空 事 故 調 査 の 経 過

1.1 航空事故の概要

中日本航空株式会社所属シユド式アルウェットIII型JA9074は、昭和49年5月27日09時50分ころ、岐阜県吉城郡森安臨時ヘリポートを離陸し、同ヘリポートの西方約5キロメートルの山腹に森林肥料（粒剤）の散布作業を実施中、同日23回目の散布を終了した時点において、エンジン部付近から異常音を発し、その後、さらにエンジン回転計の指示が低下するという現象が発生したため、機長は、不時着を決意し、14時25分ごろ谷川のえん堤の上流側にオート・ローテーションによる不時着を行った。

同機は、接地後谷川の中に横転し大破したが、火災は発生せず、また、機長も異常なかった。

1.2 航空事故調査の概要

昭和49年5月27日	事故発生
5月28～30日	現場調査
7月29日	発動機補機の機能調査
8月10日	ブースターポンプの機能調査
昭和50年1月30日	発動機分解調査

015001

1.3 原因関係者からの意見聴取

昭和 50 年 3 月 15 日 意見聴取

2. 認定した事実

2.1 飛行の経過

J A 9074は、昭和 49 年 5 月 27 日 09 時 50 分ごろ岐阜県吉城郡宮川町に仮設した森安ヘリポート（標高 1,800 フィート）を基地として、同ヘリポートの西方約 5 キロメートルにある山の中腹（標高 3,700 フィート）に森林肥料（粒剤）の散布作業を開始した。

同機のヘリポートと散布地域間における飛行は、離陸後約 3 分 30 秒の上昇飛行によって散布地域に到達したのち、飛行高度 4,000 フィート（対地高度 3,000 フィート）前後で約 1 分 30 秒の散布飛行を行い、その後、約 3 分間の降下飛行によってヘリポートに帰投する方式で、1 回の所要時間約 7 分という航程で実施され、当日 14 時 18 分までに確認飛行 1 回を含む 22 回の散布飛行を終了していた。

同機は、14 時 19 分同ヘリポートを離陸し、23 回目の散布を行ったが、その後、事故に至るまでの経過については、機長の口述及び事故現場の痕跡から次のとおりであった。

機長は、当該散布が終了し、帰投経路に入る時点でエンジン音が高くなり、その後、エンジン回転計の指示が低下し、かつ、ローターの回転計の指示にも低下の徴候を認めたため、直ちに不時着を決意してオート・ローション降下に移り、散布用バケットを切り離した。

その後、機長は、不時着地点として選定した両側を山にはさまれた狭い谷川にあるえん堤の河原に向って、機速約 60 ノットで降下を続けたが、当該目標地点の周囲には樹木等が多く、これ等障害物を避ける目的で右に旋回し、約 70 度変針すると同時に早期にフレア操作を行ったが、この時メイン・ローター・ブレードで 2 本の樹木とテール・ブームを切断し、落下の状態で谷川の河原に、14 時 25 分ころ機首下面から接地した。

同機は、その反動で左に横転し、左側面が接水した状態で谷川の中に停止して大破したが、火災は発生しなかった。

2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

なし

015002

2.3 航空機の損壊の程度

大 破

2.4 航空機以外の物件の損壊

な し

2.5 乗組員に関する情報

機長 昭和 4 年 5 月 21 日生

事業用操縦士技能証明書（回転翼航空機）

第 1572 号 昭和 39 年 5 月 20 日交付

操縦教育証明（回転翼航空機）

第 166 号 昭和 46 年 2 月 17 日交付

航空身体検査証明書（第 1 種） 第 11780063 号

同有効期間 昭和 49 年 2 月 10 日から

昭和 50 年 2 月 9 日まで

総飛行時間 4,113 時間 38 分

事故機と同型式機による飛行時間 800 時間

事故前 30 日間の飛行時間 41 時間 04 分

2.6 航空機に関する情報

2.6.1 機 体

型 式：シュド式 SA316B アルウェットⅢ型

登録証明書番号：M61823

製造番号及び年月日：1965 昭和 47 年 1 月 4 日

耐 空 証 明 書：第大 - 46-326 号

同有効期間 昭和 49 年 3 月 13 日から

昭和 50 年 3 月 12 日まで

総飛行時間 990 時間 01 分

2.6.2 エンジン

型 式：ツルボメカ式アルツーストⅢ B 型 405 kW

015003

製造番号及び年月日： 1148 昭和45年4月29日

総 使用 時 間： 632 時間 41 分

オーバーホール後の使用時間： 210 時間 50 分

2.6.3 重量及び重心位置

JA9074の事故当時の重量及び重心位置は、残存燃料（約25USガロン）から推算すれば、それぞれ4,344.4ポンド及び124.8インチであり、ともに許容範囲にあったものと認められる。

2.6.4 燃料及び潤滑油

使用燃料は、出光石油製のAFT-1で、潤滑油は、モービル石油製JET-2であり、ともに規格品であった。

2.7 気象に関する情報

岐阜県地方気象台高山測候所の観測によれば、事故当時の気象状態は次のとおりであった。

（15時）風向300度、風速6キロメートル／時、雲量3／10、雲高6,000フィート、気圧1,005.3ミリバール、気温19度C。

2.8 航空機の損壊の程度

JA9074の損壊のうち、主なものは次のとおりであった。

機体前方部：防火壁から前方部分（操縦席）が上方に屈曲し、同下面外板及びバブルの1部が破損した。

機体後方部：水平尾翼前縁部分から後の部分が切損分離した。

前 車 輪：取付部分から後方に屈曲した。

メイン・ローター・プレート：3本とも前縁部に打痕が認められ、うち2本は湾曲した。

2.9 事実を認定するための試験及び研究

当該飛行中、異音の発生とエンジン回転計の指示の低下を認めたという機長の口述にもとづき、JA9074の燃料関係の補機の機能試験並びにエンジンの分解点検を行ったが、その結果は次のとおりであった。

エンジン 異常なし

スピード・ガバナー 異常なし

015004

燃 料 ポ ン プ	異常なし
電 動 コ ッ ク	異常なし
起 動 管 制 器	異常なし
ブースター・ポンプ	

同ポンプは、作動試験において、始動当初から異常音を発し、約1分後には圧力が低下するとともに燃料の流量は零となった。

同ポンプを分解点検した結果、そのモーター部分に次の不具合個所が認められた。

回転子の整流子表面には、ブラシの粉末がペースト状に付着して汚損しており、このため整流子とブラシの接触状態が悪くなり、モーターが正常なトルクを生ぜず、定格回転数に達しないため、同ポンプに燃圧の低下現象が発生し、燃料流量が零となつたものと認められる。

また、整流子側の回転子のベアリングには、クリス切れと摩耗が認められ、これが作動試験時の異常音の発生源であると認められた。

3. 事 実 を 認 定 し た 理 由

3.1 解 析

JA9074の機長が、当該肥料散布の終了時に聞いたと口述する異常音は、2.9の試験及び研究によるとおり、当時故障状態にあったと認められるブースター・ポンプから発したものであると推定される。

当該機長が不時着を決意する動機となったエンジン回転計の指示の低下現象については、同機は、ブースター・ポンプが停止してもエンジン・ドリブン・ポンプの吸入圧によって燃料が供給され、発動機は乱調を起さず、正常な回転が保たれるよう設計されているので、この場合、ブースター・ポンプの故障のみによるものとは考えられない。

また、エンジン及び同補機類並びに燃料管系統の調査結果からも、その原因を明らかにすることはできなかったが、その発生の経過については、次のことが考えられる。

当該散布の終了時に発生したブースター・ポンプ(加圧)の故障によって、同機の燃料供給方式はエンジン・ドリブン・ポンプ(吸入圧)のみとなり、その後、燃料供給系統に空気の吸入現象が発生したことにより、燃料供給量が減少し、エンジンの回転数が低下した。

同機の不時着は、周囲に樹木が多い狭あいな谷川に対して行われたが、これは、他に適当な場所がなかったことによるものと推定される。

015005

接地の直前，機長が通常より早期にフレアー操作を行ったことは，同機の前進速度を減殺して狭あいな予定地に垂直降下で着地させる目的によるものと推定される。

同機は，上記フレアー操作の直後，メイン・ローターで2本の樹木とテール・ブームを切断したのち，落下の状態で機首下面から河原に接地し，その反動で谷川の中に横転したものと推定される。

4. 結論

- (1) 機長は，違法な資格を有していた。
- (2) 当時の気象は，事故に関連しなかったものと認められる。
- (3) JA9074は，事故当日の飛行において，23回目の肥料散布が終了するまでの間，機能上の不具合は発生しなかった。
- (4) 機長が当該散布終了時に聞いたと口述する異常音は，故障したブースター・ポンプから発したものであると推定される。
- (5) 機長は，上記異常音に引続いて発生したエンジン回転計の指示の低下現象を視認したことにより，オート・ロテーション降下による不時着を決意した。
- (6) エンジン回転計の指示の低下現象には，ブースター・ポンプ故障後の燃料供給系統に発生した空気の吸入によることが考えられる。
- (7) 同機の不時着は，他に適地がなかったため，周囲に樹木が多い狭あいな谷川に対して行われた。
- (8) 同機の落下着地は，フレアー操作の直後，メイン・ローター・ブレードが2本の樹木とテール・ブームに接触し，揚力が急減したことによるものと認められる。

原因

本事故は，狭あいな谷川にオート・ロテーションによる緊急着陸を実施中，障害物に接触して落下着地し横転したことによるものである。

機長が緊急着陸を決意する動機となったエンジン回転計の指示の低下の原因については，ブースター・ポンプ故障後の燃料供給系統に発生した空気の吸入によってエンジン出力が低下したことが考えられる。

015006